

「十和田市自治基本条例」制定基本方針

1 趣旨

この基本方針は、「（仮称）十和田市自治基本条例」の制定を目指すにあたり、基本的な考え方や条例づくりの進め方等についての概要を示すものです。

2 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治の基本理念や市政運営の基本的事項等を定めるもので、自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」とも言うべきものです。

このことから、自治基本条例が制定されると、市の政策等の立案や条例、規則等の制定にあたっては、この条例の趣旨を生かすよう最大限に尊重されることとなります。

また、市民及び事業者はまちづくりの当事者でもあることから、まちづくりを推進するにあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重する必要があります。

3 基本的事項

(1) 制定の背景

自治基本条例を制定する動きが全国の自治体に広がりつつあり、その背景としては次の二つの要因があげられます。

① 地方分権の推進

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」（平成12年）の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に自主性や主体性を持ったまちづくりの推進と住民主体の行政システムの構築が求められています。

② 市民との協働^(注1)

行政に対するニーズが多様化・複雑化し、さらに、急激な少子高齢化の進行、環境問題、財政難など、地方自治体を取り巻く多くの課題が山積してきている中で、従来の市民と行政の関わり方では、十分に対応できなくなってきました。

こうした変化に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくためには、地域住民の主体的なまちづくりへの参加のもと、市民と行政との協働によるまちづくりの推進が不可欠となっています。

これからは、それぞれの責任を自覚し、行政が担わなければならない役割と市民自らが担うべき役割を適切に分担し、協力し合っていく必要があります。

※注1 「協働」とは・・・市民と行政が共通の目的を実現するために、資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にした上で、対等な立場で活動すること。

(2) 制定の意義

地方分権の進展や社会環境の変化に対応していくために、本市における協働によるまちづくり推進に向けた基本理念や基本原則などを定め、自己決定・自己責任の原則のもと、自主・自立の地域社会の形成を図るものです。

条例には、本市が目指すべき自治のあり方やその仕組みが分かりやすく示されることから、市民、議会、行政の三者が協力して本市の自治を推進していくためのよりどころとなります。

条例制定に伴う主な効果としては、市民と行政との協働や市民活動の促進、市民の視点に立った市民サービスの向上、市民の自治意識の醸成などが考えられます。

(3) 制定に当たっての留意点

本市の最高規範となる自治基本条例を制定するに当たり、市民と行政が英知を結集し、一体となった取組が欠かせないものとなります。

このことから、条例策定過程からの市民の参画に意を用いるとともに、市民への情報提供のもとで多様な市民意見を反映させた条例づくりに努めます。

(4) 条例の主な内容

条例に定める内容は、各自治体の判断に委ねられており、今後、具体的内容を検討し決定することになります。条例で定める一般的な主なものとしては以下の事項が考えられます。

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 自治の基本理念、基本原則 | ④ 市長等の役割・責務 |
| ② 市民の権利及び責務 | ⑤ 市政運営 |
| ③ 市議会の役割・責務 | ⑥ 市民参加及び協働 |

4 条例づくりの進め方

(1) 市民検討委員会の設置

条例を検討するための中心的役割を担う組織として、市民（公募含む）、学識経験者等による「（仮）十和田市自治基本条例市民検討委員会」を設置します。

市民検討委員会では、市民の意見や提案等をもとに検討・集約を行い、条例案を作成します。

(2) 市民意見の反映等

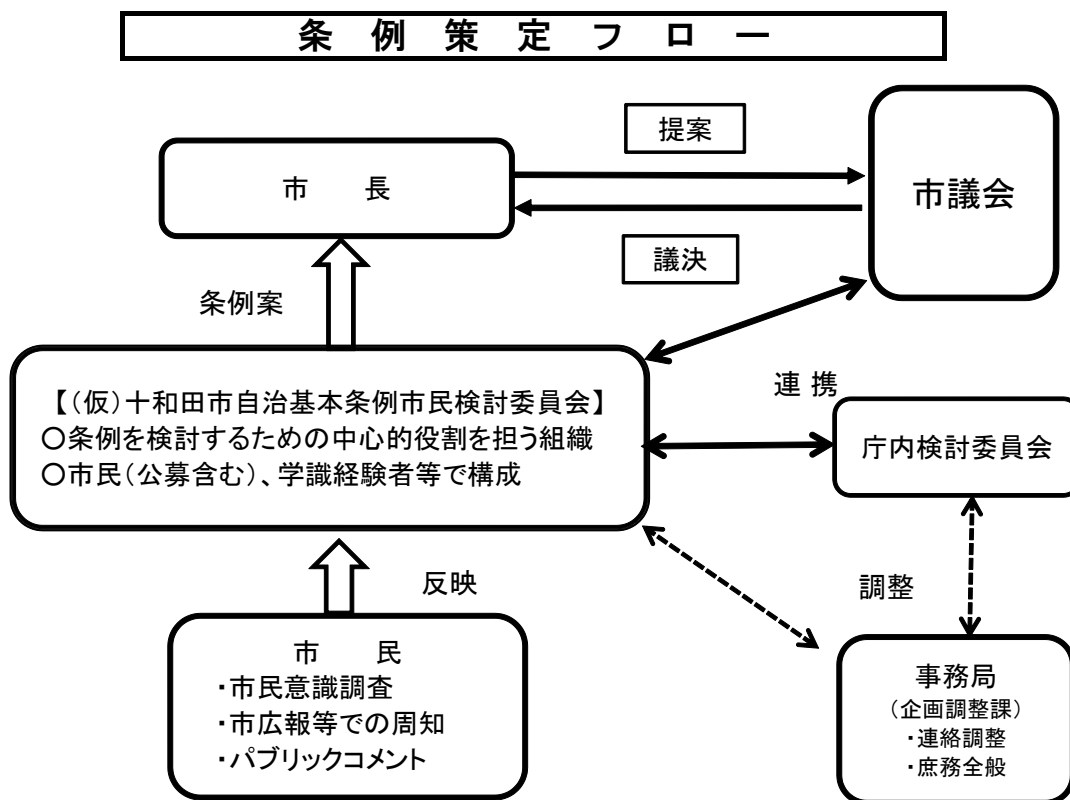
市民意識調査及びパブリックコメントを実施し、条例への市民意見の反映に努めます。

また、条例制定に対する理解を深めるために、市広報等により検討内容等の周知を図るほか、講演会等を開催します。

(3) 行政の役割

市民検討委員会をサポートし、取組のPRや各種資料の提供に努めます。

行政内部においては「庁内検討委員会」を設置し、各部局との連携・調整を図ります。



(4) 検討スケジュール

平成22年度から市民検討委員会による検討を始め、平成24年3月の条例制定を目標に取組を進めます。

【表1】

平成22年度		平成23年度	
6月	市議会全員協議会説明 条例制定基本方針決定(庁議)	4月～	市民検討委員会での検討 庁内検討委員会での調整 市広報等での周知
7月	講演会の開催 市民検討委員公募	5月	フォーラム開催
8月～	市民検討委員会設置、検討	8月	条例原案決定
9月	市広報等での周知 市民意識調査実施	9月	パブリックコメント
11月	庁内検討委員会設置、調整	12月	市議会全員協議会条例案説明
3月	市議会全員協議会中間報告	1月	条例案庁議決定
		3月	議会上程

【表2】

年月	平成22年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市民				●講演会									
				●市民検討委員公募									
				●市民検討委員会設置、検討 →									
議会				●基本方針説明								●	
												中間報告	
庁内				●庁議(基本方針決定)				●庁内検討委員会 →					
							●市民意識調査						
							●市広報等発行 →						
年月	平成23年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市民	●市民検討委員会検討 →					●条例原案決定	●条例案確定						
		●フォーラム				●パブリックコメント							
	●市広報等発行 →												
議会									●条例案説明			●	
												議案上程	
庁内	●庁内検討委員会 →									●庁議			
	●市広報等発行 →												